

琉球大学教育学部・那覇市教育委員会の連携・協力に関する協定書

国立大学法人琉球大学教育学部（以下学部と省略）と那覇市教育委員会（以下委員会と省略）は、相互に連携・協力して、学部に所属する教員の研究及び学生への教育の向上と、委員会の所轄する市立学校における幼児・児童・生徒への教育の向上を目指して協働事業を行うために、次のように協定を結びます。

（趣 旨）

第1条 学部は、那覇市立学校の教職員に大学における高度な教育、研究に触れる機会を提供するとともに、那覇市の教育に資する調査・研究及び事業に協力します。委員会は、学部の教育・研究について、調査や実践的研究の情報及び機会等を提供するなど、所轄下の学校の協力が得られるように配慮します。

（事業内容）

第2条 連携・協力事業の内容は、次の通りとします。

- (1) 教育についての調査・研究に関すること
- (2) 教職員の資質向上のための研修に関すること
- (3) 所管する市立学校への学習支援活動及び学生のインターンシップに関すること
- (4) その他、両者の協議の結果に基づき実施する事業に関すること

（実施組織等）

第3条 両者は、委員を選出して連携推進会議（以下会議と省略）を設置し、連携事業の内容について協議し実施するものとします。

- 2 会議に、委員長、副委員長を置くものとします。
- 3 委員長は、副委員長と議題を調整の上確定し、会議を招集します。
- 4 会議の事務局を那覇市立教育研究所に置くものとします。

（協定期間）

第4条 この協定書の有効期間は、平成16年度の1年間とします。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、両者から改定の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とします。

（補 則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携事業に関し必要な事項については、両者が協議の上、別に定めるものとします。